

白岡市告示第256号

白岡市空き店舗情報登録制度要綱を次のように定める。

令和4年11月25日

白岡市長 藤井 栄一郎

白岡市空き店舗情報登録制度要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内の商店街等の空き店舗に係る情報（以下「空き店舗情報」という。）を提供することにより、空き店舗の利活用を促進し、商店街等の振興及び活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 事業の用に供されていない店舗、事務所その他事業活動を行うための施設をいう。
- (2) 空き店舗台帳 空き店舗情報を登録する台帳をいう。
- (3) 空き店舗情報登録制度 空き店舗情報を空き店舗台帳に登録し、市公式ホームページに掲載する制度をいう。
- (4) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号の宅地建物取引業者をいう。
- (5) 所有者等 空き店舗に係る所有者又は当該空き店舗の賃貸若しくは売却の代理若しくは媒介をする権利を有する宅地建物取引業者であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教法人又は政治団体

イ 暴力団（白岡市暴力団排除条例（平成25年白岡市条例第2号）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴

力団員（同条第2号の暴力団員をいう。）と関係を有するもの
ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年
法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む事業者
（適用上の注意）

第3条 この告示は、空き店舗情報登録制度によらない空き店舗の取引を
妨げるものではない。

（空き店舗情報の登録の要件）

第4条 空き店舗台帳への登録の対象となる空き店舗は、次の各号のい
ずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在していること。
- (2) 所有者等が土地の登記名義人と同一であること。ただし、土地の登
記名義人が異なる場合において、当該土地の登記名義人の同意を得て
いるときは、この限りでない。
- (3) 所有権等の権利の帰属について争いが無いこと。
- (4) 所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されていないこ
と。
- (5) 空き店舗情報登録制度による空き店舗の賃借人又は買主が、第2条
第5号アからウまでの規定に該当しないこと。
- (6) 関係法令に違反していないこと。

（空き店舗情報の登録依頼等）

第5条 空き店舗情報を登録しようとする所有者等（以下「依頼者」とい
う。）は、様式第1号の白岡市空き店舗情報（登録・変更）依頼書（以
下「依頼書」という。）、様式第2号の白岡市空き店舗情報調書（以下
「調書」という。）及び様式第3号の白岡市空き店舗情報登録制度同意
書兼誓約書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録依頼のあった空き店舗について、空き
店舗情報として登録することが適当と認めるときは、依頼者から提供さ
れた情報に基づき、当該情報を空き店舗台帳に登録し、市公式ホームペ
ージに掲載するものとする。

（掲載期間）

第6条 前条第2項の規定による空き店舗情報の市公式ホームページへの掲載期間は、掲載を開始した日から2年間とする。ただし、第8条の規定により空き店舗情報の登録を抹消する場合は、この限りでない。

(空き店舗情報の変更)

第7条 空き店舗情報の登録を受けた所有者等（以下「登録物件所有者等」という。）は、第5条第2項の規定による登録内容に変更が生じたときは、依頼書及び調書を市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による空き店舗情報の変更について準用する。

(空き店舗情報の抹消)

第8条 登録物件所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、様式第4号の白岡市空き店舗情報抹消届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 空き店舗に係る賃貸借又は売買の契約が成立した場合

(2) その他空き店舗情報を市公式ホームページに掲載する必要がなくなった場合

2 市長は、前項に規定する届出があったときは、空き店舗情報の登録を抹消するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、空き店舗情報の登録を抹消することができる。

(1) 第4条各号に掲げる登録の要件を満たさなくなった場合

(2) 空き店舗情報に虚偽があった場合

(3) その他登録を抹消する必要があると認める場合

(市の関与)

第9条 市は、空き店舗情報登録制度の運用に当たり、空き店舗の賃貸又は売買の意思決定には一切関与しない。ただし、市は出店に関心を持つ可能性のある第三者に任意に空き店舗情報を提供することができる。

2 契約その他の行為に伴い紛争が生じた場合は、市は一切関与せず、当事者間で責任を持って解決することとする（前項ただし書の規定により、市が任意で提供した情報が契機となり成立した契約を含む。）。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。